

外環千葉県区間情報誌 The Yōdo

地域のイベントに参加された皆さんに、外環についてお聞きしました

外環(千葉県区間)の整備効果や進捗状況などを地域の皆さんにお知らせし、ご質問等お話を伺う場として、地域のイベントに外環ブースを設け参加させて頂いております。

平成22年度は、いちかわ産フェスタ、松戸まつり、市川市民まつりに外環ブースを設置して、外環事業の工事写真や整備効果などを紹介したパネル、完成イメージの模型を展示しました。皆さんには熱心に展示をご覧いただき、多くのご意見をいただきました。また、外環に関するアンケートをお願いし、多くの皆さまのご協力をいただくことができました。

ここでその時のアンケート結果をお知らせいたします。



いちかわ産フェスタ(9月5日)



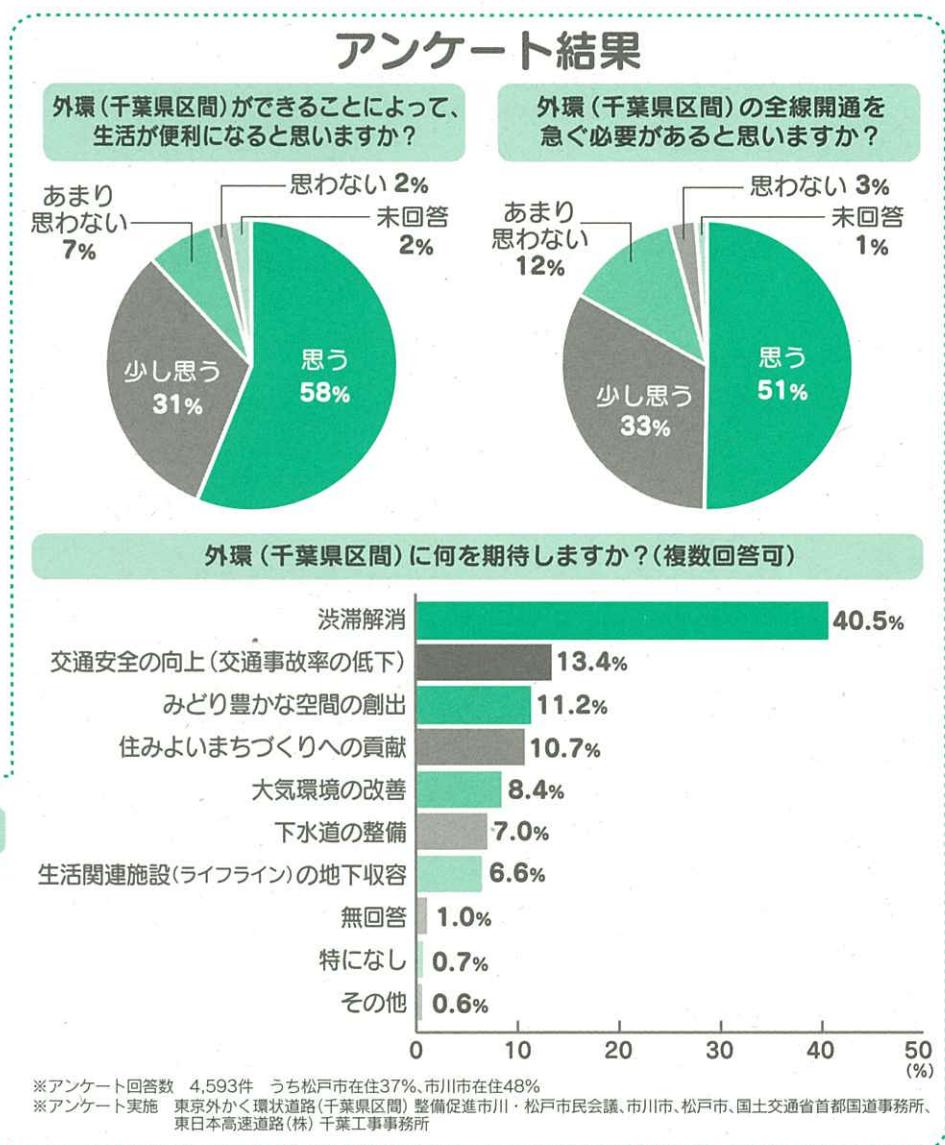
松戸まつり(10月2~3日)



市川市民まつり(11月6日)

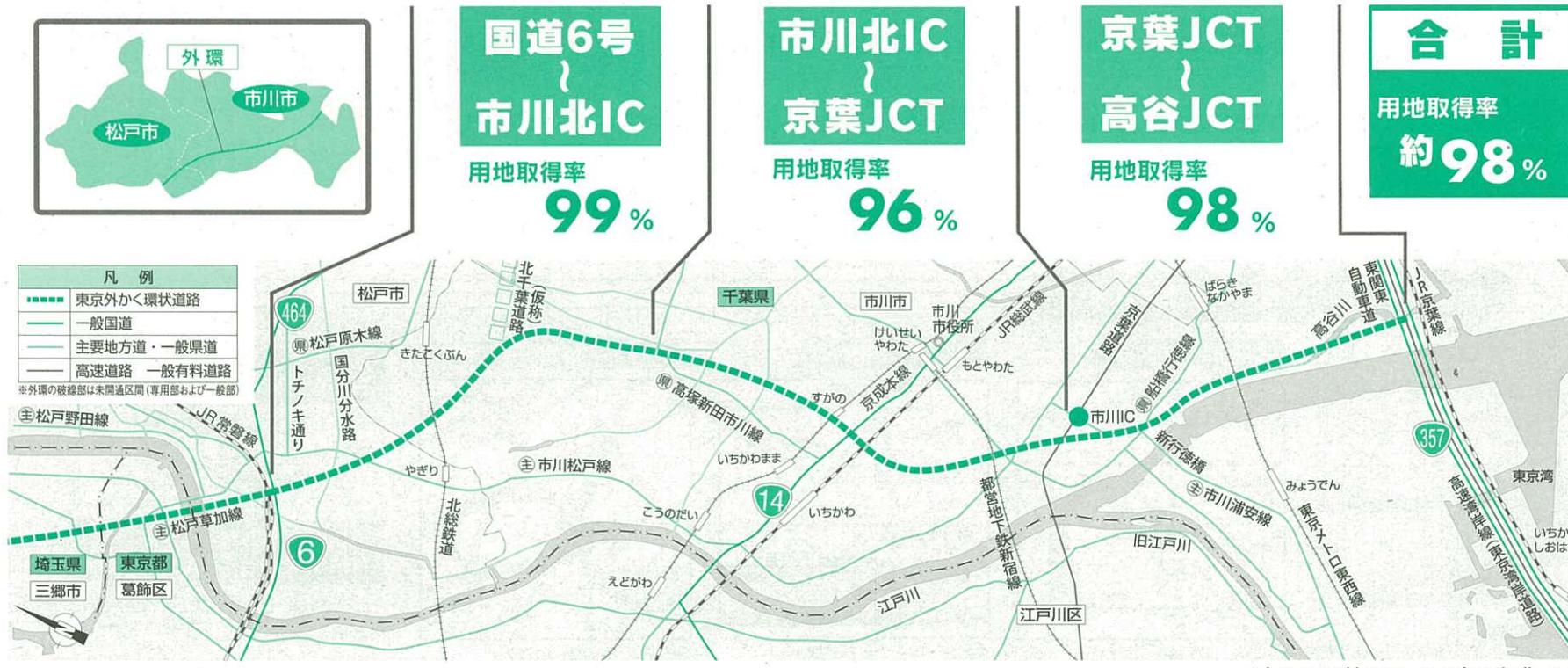
具体的な記述内容(抜粋)

- ・渋滞解消(緩和)には開通を急ぐ必要がある
 - ・早期開通を望む
 - ・環境に配慮し、工事を進めてほしい
 - ・工事が長すぎる(時間がかかりすぎている)



外環(千葉県区間)の用地取得状況をお知らせします

(平成22年11月末(面積ベース))



外環

Information

外環(千葉県区間)の事業の認定について

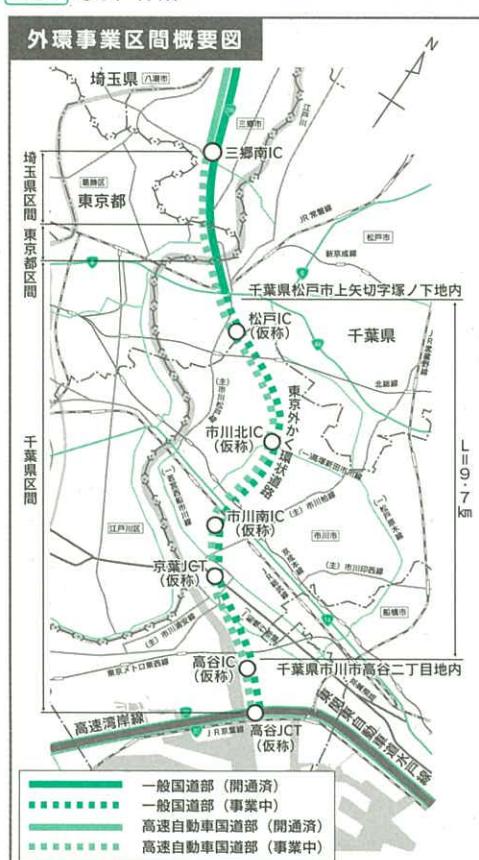
平成22年12月16日付け国土交通省告示第1492号をもって、東京外かく環状道路(千葉県区間)について、土地収用法による事業の認定の告示がありましたのでお知らせします。

東京外かく環状道路(千葉県区間)のうち、事業の認定が告示されたのは、「事業認定告示された区間」に記載されたとおりです。

起業者(事業主体のことを言います。)としては、今後も任意協議による用地取得への御協力が得られるよう、引き続き用地交渉に努めてまいりますが、御協力がいただけない場合には、土地収用法の規定に基づき手続を進めてまいりたいと考えております。

事業認定告示された区間

区間 自) 千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内
至) 千葉県市川市高谷二丁目地内
延長 9.7 km



土地収用とは

土地収用法は、憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」という規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に關し、その要件、手續及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。」として定められております。

このような趣旨から、土地収用法は手續を大きく次の2段階に分けて構成しています。

●事業認定手続(事業認定庁)

申請事業が土地を収用するに値する公益性を有することを認定する手続

●裁決手続(収用委員会)

土地所有者等に対する補償金の額等を決定する手続

なお、土地収用法には、事業認定手続、裁決手続以外にも様々な手續が規定されており、任意で問題を解決するための手續として、紛争の処理の規定や、土地所有者等が、事業認定への不服、裁決の内容や補償額に不満がある場合などに、不服申立てをすることや、又は裁判を起こすことができるということが定められています。また、土地所有者等の方が行使することができる権利や、受け取ることができる補償についても、詳細に定められています。

このように、土地収用手續は必要な手順を踏んだ上で進めるものであり、本件事業については、事業認定の告示をもって公益性を有することが認定され、今後の裁決手続において、補償についても適切に判断がされた上で、土地を収用又は使用することを認めるという構成となっております。

収用手續への移行

事業認定の申請は、事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うことが求められています。原則として、事業の用地取得率が80%となった時、又は、用地幅杭の打設から3年を経過した時の、どちらか早い時期を経過した時までに収用手續に移行することが求められています。

東京外かく環状道路(千葉県区間)につきましても、既に用地取得率が80%以上で、また用地幅杭打設から3年を経過していたことから、起業者としてはお話しによる用地取得へのご理解とご協力を得られるよう協議を進めることと並行して、事業の完成時期などを考慮し、平成21年2月に事業認定を申請し、平成22年12月16日に事業認定の告示がなされたところです。

今後の手続きについて

事業の認定の告示後、起業者としては、次の手続を実施する予定です。

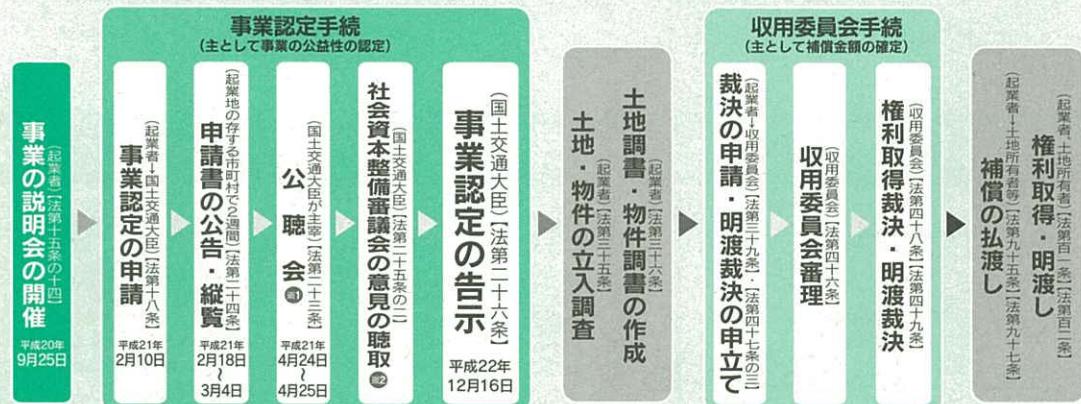
- ・土地・物件の立入り調査
- ・土地調書・物件調書の作成
- ・裁決申請書の作成
- ・収用委員会あてに裁決の申請・明渡裁決の申立て(告示から1年以内に申請)

起業者としては、これらの手續と並行して、今後も、お話しによる用地取得への御協力が得られるよう、引き続き協議を進めてまいります。

詳細については、下記へお問い合わせください。

- 国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所 用地第一課
千葉県松戸市竹ヶ花86番地
☎ 047(362)4705
- 東日本高速道路(株) 関東支社 千葉工事事務所 用地第一課
千葉県千葉市美浜区若葉二丁目9番3号
☎ 043(350)3321

土地収用法の手続きの主な流れ(外環事業の場合)



外環についてのご相談はこちらまで!

外環相談所

外環事業の概要・進捗状況等をお知らせしたり、事業・工事に関する相談窓口として、地域のみなさまのご要望にお応えします。

相談所の所在地は右記の三箇所です。

開所日 每週月曜日から金曜日
および毎月第二日曜日

開所時間 午前9:00～午後5:00まで
(午後0:00～午後1:00除く)

外環松戸相談所



外環市川相談所



外環大和田相談所



国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所

〒271-0072 松戸市竹ヶ花86
☎ 047-362-4111(代)
<http://www.ktr.mlit.go.jp/syuto/>

東日本高速道路 (株)関東支社千葉工事事務所

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-9-3
☎ 043-350-3321(代)
<http://www.e-nexco.co.jp/gaikan/>